

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項  
に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和4年11月29日付、令和4年度第3回小金井市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線・運行系統

- (1) 小金井市コミュニティバス「C o C oバス」北東部循環  
（武蔵小金井駅北口～小金井公園入口～武蔵小金井駅北口）
- (2) 小金井市コミュニティバス「C o C oバス」貫井前原循環  
（武蔵小金井駅南口～貫井団地～武蔵小金井駅南口）
- (3) 小金井市コミュニティバス「C o C oバス」東町循環  
（東小金井駅～東町二丁目～東小金井駅）
- (4) 小金井市コミュニティバス「C o C oバス」中町循環  
（新小金井駅～南一番街～新小金井駅）

2 経路変更を伴う路線・運行系統

- (1) 小金井市コミュニティバス「C o C oバス」貫井前原循環  
（武蔵小金井駅南口～貫井団地～武蔵小金井駅南口）
- (2) 小金井市コミュニティバス「C o C oバス」東町循環  
（東小金井駅～東町二丁目～東小金井駅）

3 停留所の新設・廃止箇所

別紙1参照

4 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適応方法

別紙2参照

5 適応する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

令和5年4月1日より実施予定

令和4年11月29日

小金井市地域公共交通会議

会長 鈴木 文彦